

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 9. メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

1 主な施策の取組状況及び評価

文部科学省では、性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離のため、基本計画の具体的施策の要請に対し以下の取組を実施している。

○メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

- ・ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施するとともに、啓発資料の作成・配布、全国フォーラム及び調査研究を実施。(平成 16 年度～平成 19 年度)
- ・ 青少年がメディアを安全・安心に利用するための推進体制を整備するとともに、携帯電話のインターネット利用に際しての問題などの意識啓発を促す。(平成 20 年度～)
- ・ 家庭教育に関する学習機会において、子どもの携帯電話やネット利用について理解や知識を深めるための講座等を実施・支援。(平成 16 年度～)
- ・ 平成 19 年 1 月、中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の自立にむけて」の中で、各情報メディア業界・事業者による一層の実効性ある取組が求められる等、青少年の健全育成に資するコンテンツづくりを促進することを提言。
- ・ 平成 19 年 2 月に、文部科学省、警察庁及び総務省の連名で、都道府県知事、教育委員会、都道府県警察等に対し、携帯電話におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動に取り組んでいただくよう依頼する通知を発出。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・ 残虐な暴力や性暴力などの有害情報から子どもを守るため、大人社会のモラルと保護者の責任感を高めるとともに、情報化社会に生きる子どもたちが情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力を高める取組みを推進していく必要がある。

3 参考データ、関連政策評価等